

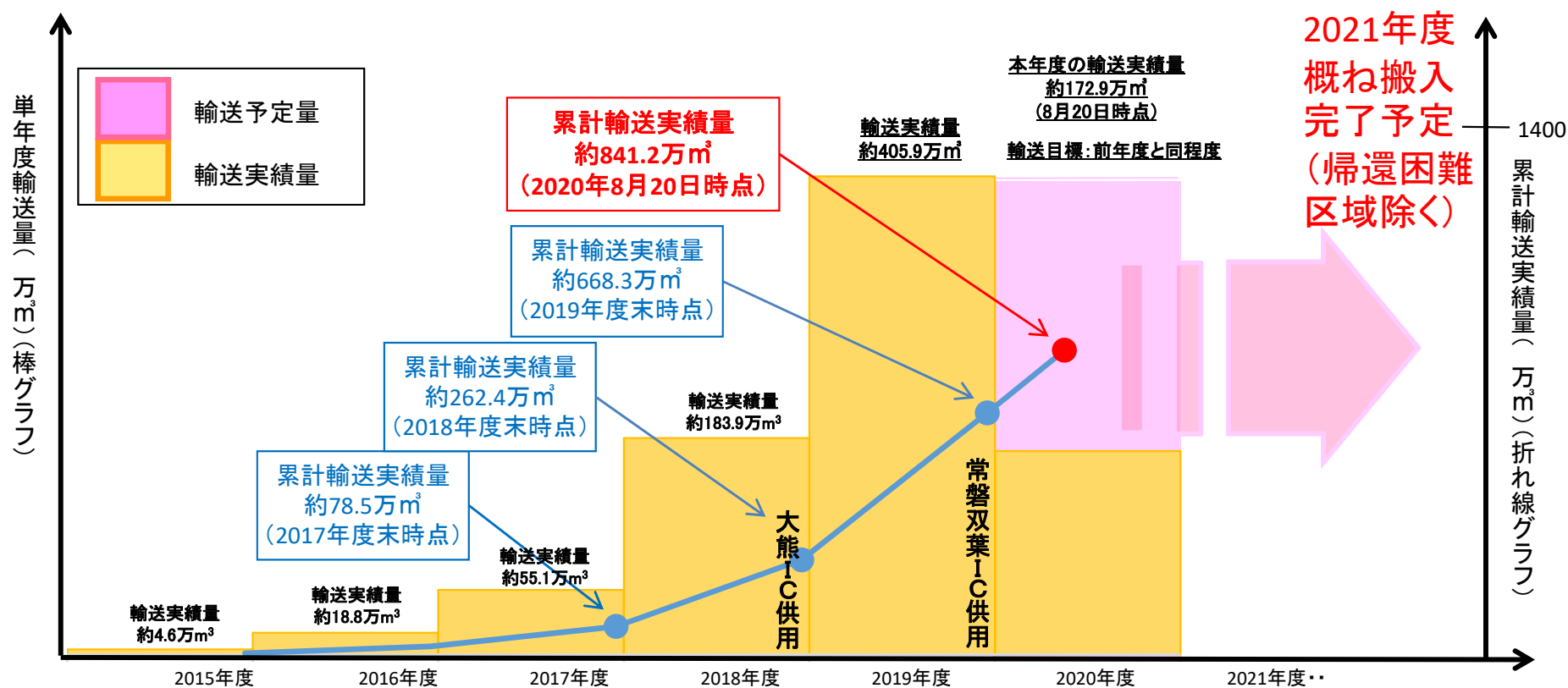


被災地の復興・再生に向けた 環境省の取組

2020年8月30日
環境省

中間貯蔵施設に係る当面の輸送の状況

- 輸送対象物量約1400万 m^3 (※)の中間貯蔵施設への搬入に向け、用地や施設整備等の状況を踏まえて、安全を第一に、地域の理解を得ながら、輸送を実施する。 ※2019年10月時点
- 2021年度までに、県内に仮置きされている除去土壌等(帰還困難区域を除く)の概ね搬入完了を目指す。
- 2020年度は、身近な場所から仮置場をなくすことを目指しつつ、安全を第一に、前年度と同程度の量を輸送する。



(出所) 2015～2019年度の輸送量実績及び2020年度の中間貯蔵施設事業の方針で示した2020年度の輸送量(予定値)を追記。

仮置場等での保管について

- 除染によって生じた除去土壌等は、一時的な保管場所である仮置場等において安全に管理を実施。
- 福島県内においては、中間貯蔵施設等へ搬出することにより、仮置場の約6割が解消され、国管理で156箇所、市町村管理で404箇所の仮置場が存在(2020年3月末時点)。

【搬出・原状回復のイメージ】

中間貯蔵施設等への搬出・仮置場の原状回復

仮置場での保管



原状回復完了



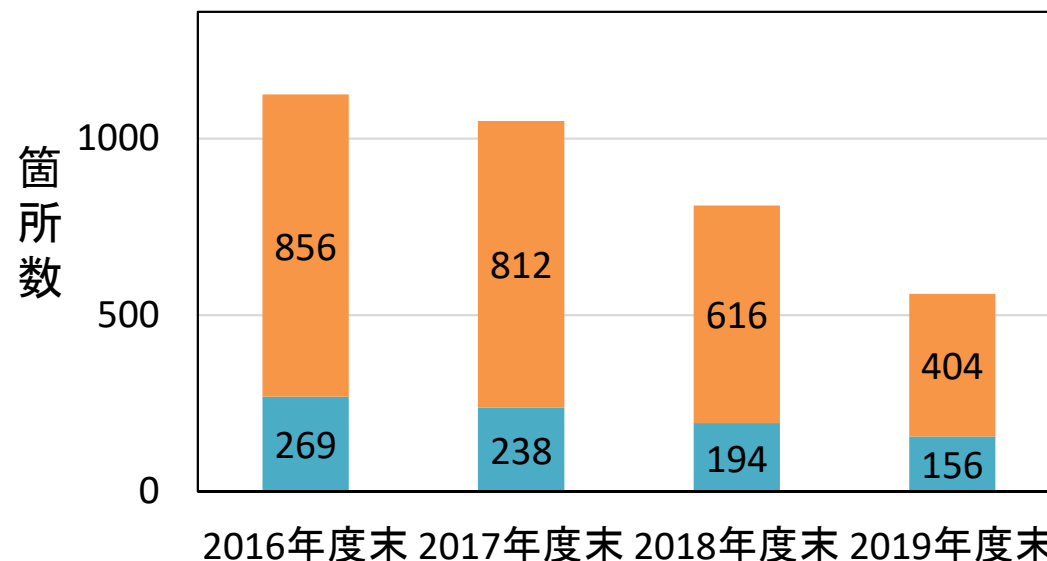
地権者等による営農再開



(写真:二本松市提供)

【福島県内の保管中仮置場等の箇所数の推移】

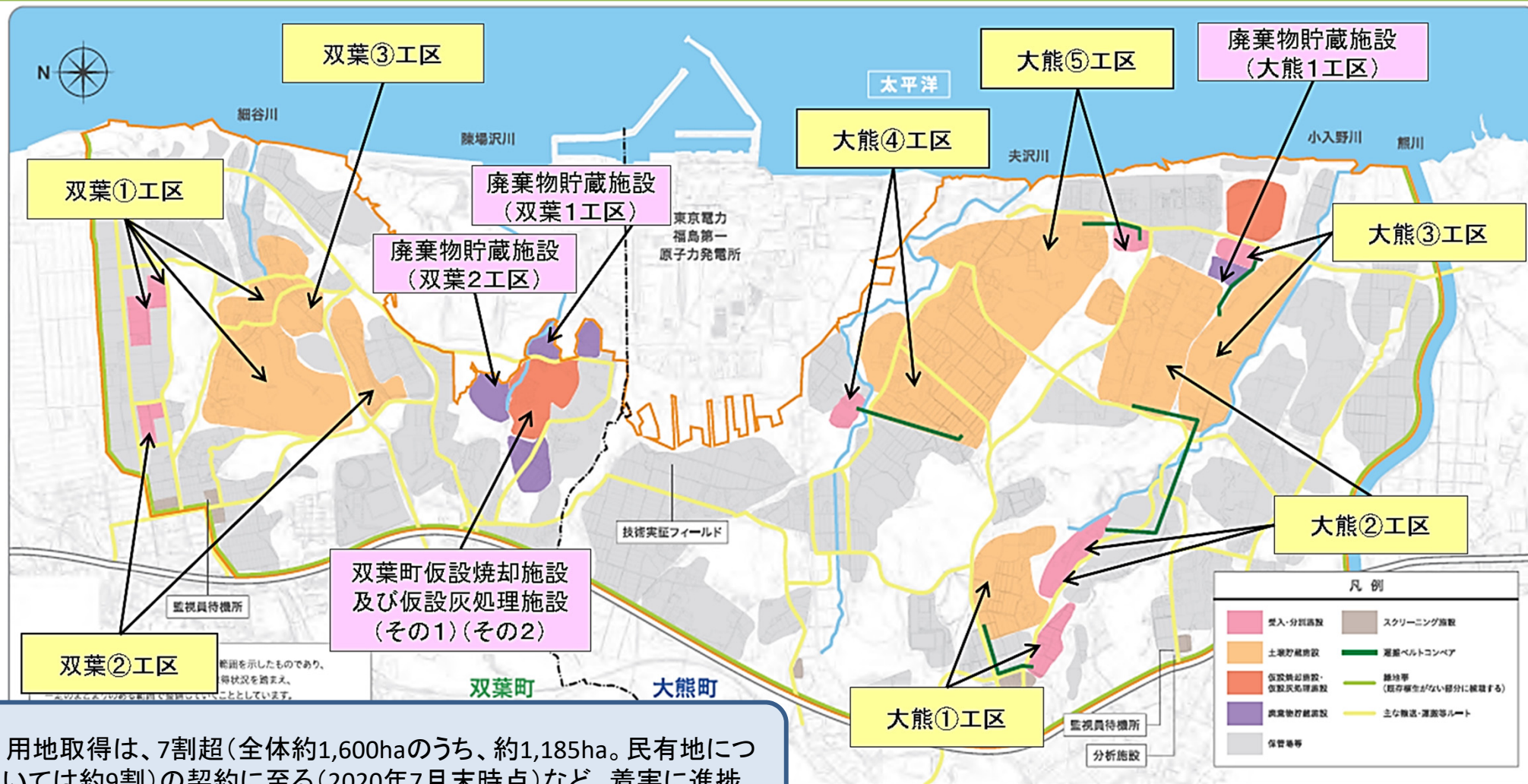
■ 直轄除染 ■ 市町村除染



※仮置場総数:1,359箇所(直轄除染330箇所、市町村除染1,029箇所)
 ※仮置場の統合等により公表当時の数値とは異なります。
 ※市町村除染の2018年3月時点以前については、返地前の仮置場等数です。

中間貯蔵施設(施設の位置)

- 福島県内では、除染に伴う放射性物質を含む土壌や廃棄物等が大量に発生。
- 中間貯蔵開始後、30年以内の県外最終処分までの間、安全に集中的に管理・保管する施設として中間貯蔵施設の整備が必要。
- 施設では、福島県内の除染に伴い発生した除去土壌や廃棄物、10万Bq/kgを超える焼却灰等を貯蔵。

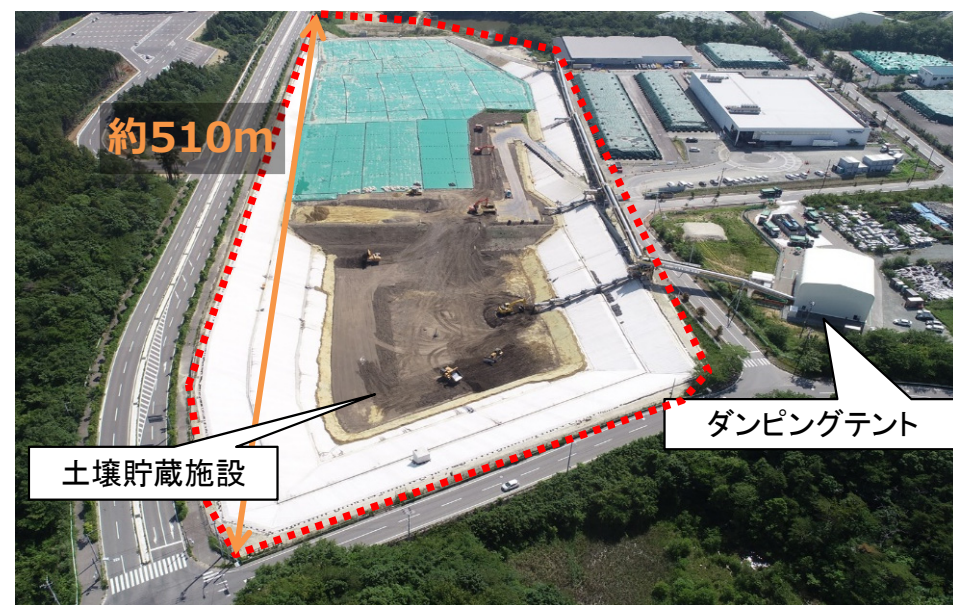
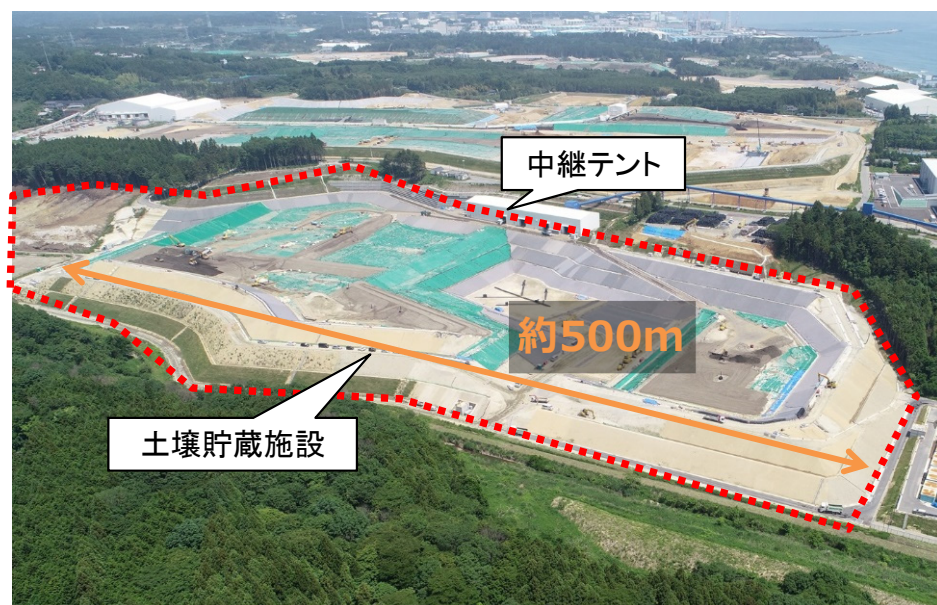
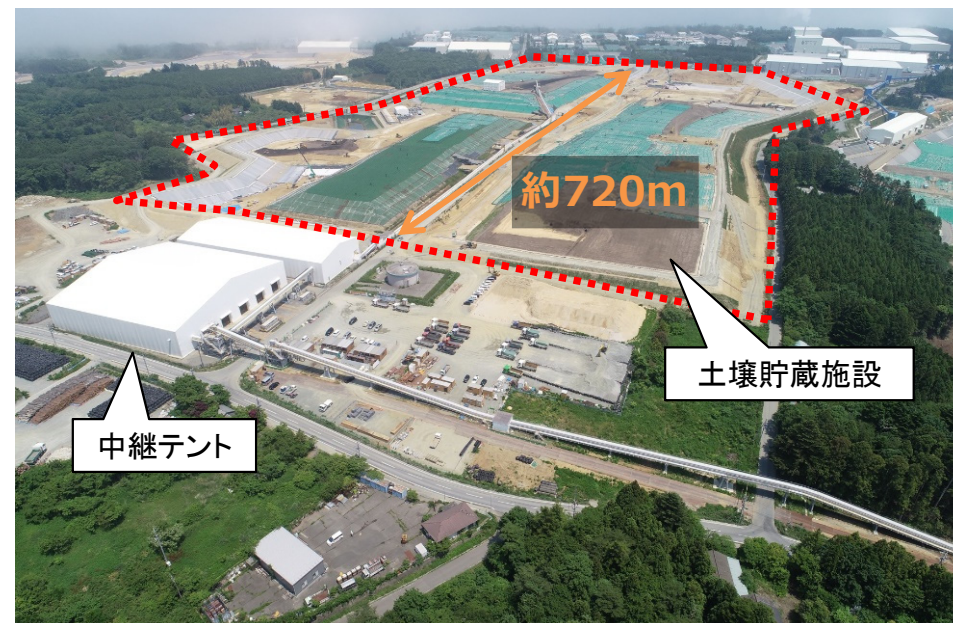
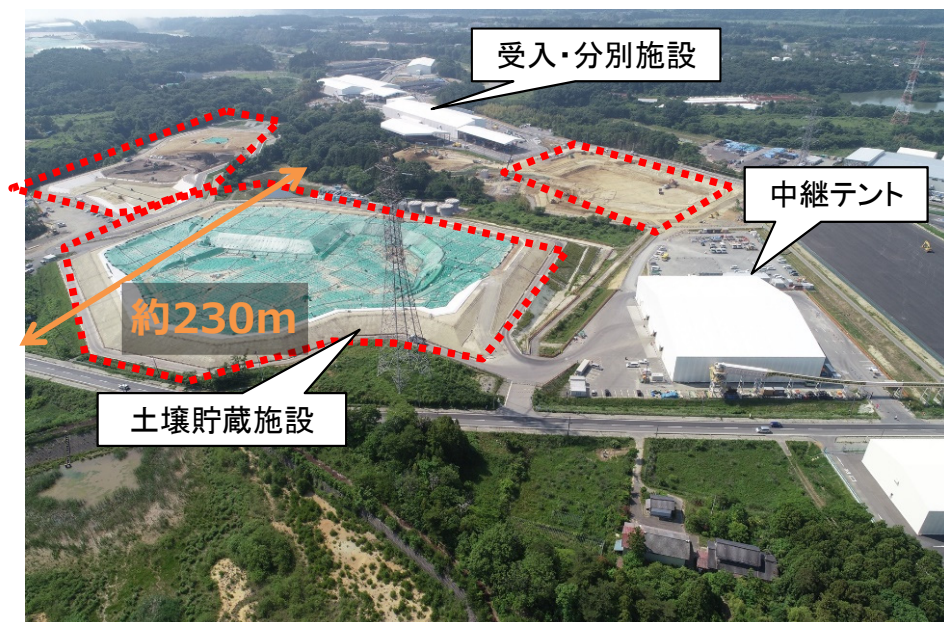


用地取得は、7割超(全体約1,600haのうち、約1,185ha。民有地については約9割)の契約に至る(2020年7月末時点)など、着実に進捗。

受入・分別施設の整備状況



土壌貯蔵施設の整備状況



減容・再生利用技術開発戦略及びこれまでの経緯

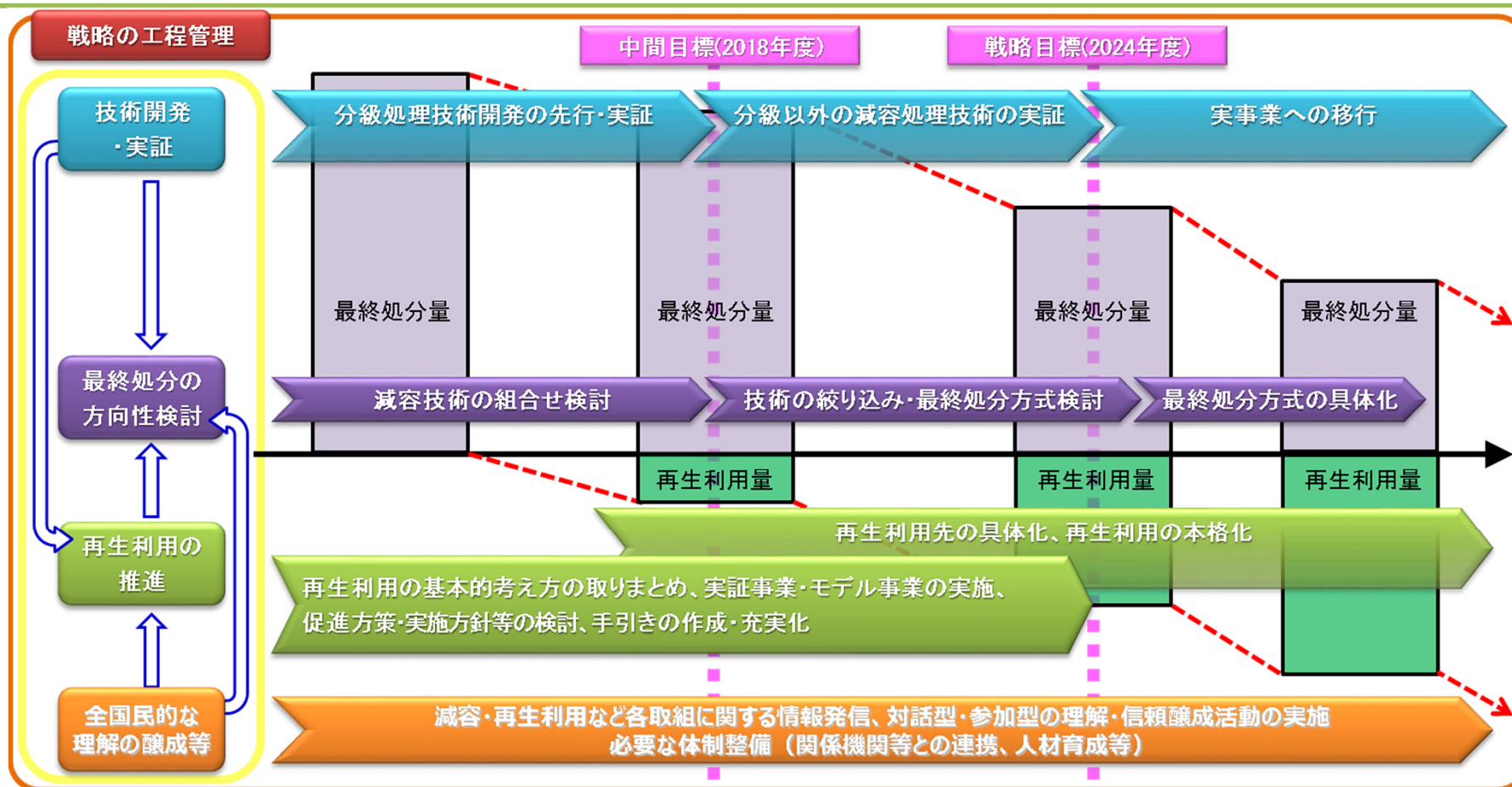
- 「最終処分量を低減を図るため、減容技術の開発・実証等を進めるとともに、再生利用先の創出等に関し、関係省庁等が連携して取組を進める。」(2016年12月閣議決定)。

2016年4月

「中間貯蔵除去土壌等の減容・再生利用技術開発戦略」及び「工程表」を取りまとめ。

2019年3月

戦略の見直しを行うとともに、再生資材を公共事業等で安全に取り扱う上での技術的な留意事項を整理した手引き（案）を提示。



飯舘村における環境再生事業の概要①

◆事業の位置付け

飯舘村特定復興再生拠点区域復興再生計画（平成30年4月20日 内閣総理大臣認定）

・・・農の再生にあたっては、実証事業により安全性を確認したうえで、造成が可能な農用地等については、再生資材で盛土した上で覆土することで、農用地等の造成を行い、農用地等の利用促進を図ることとされている。

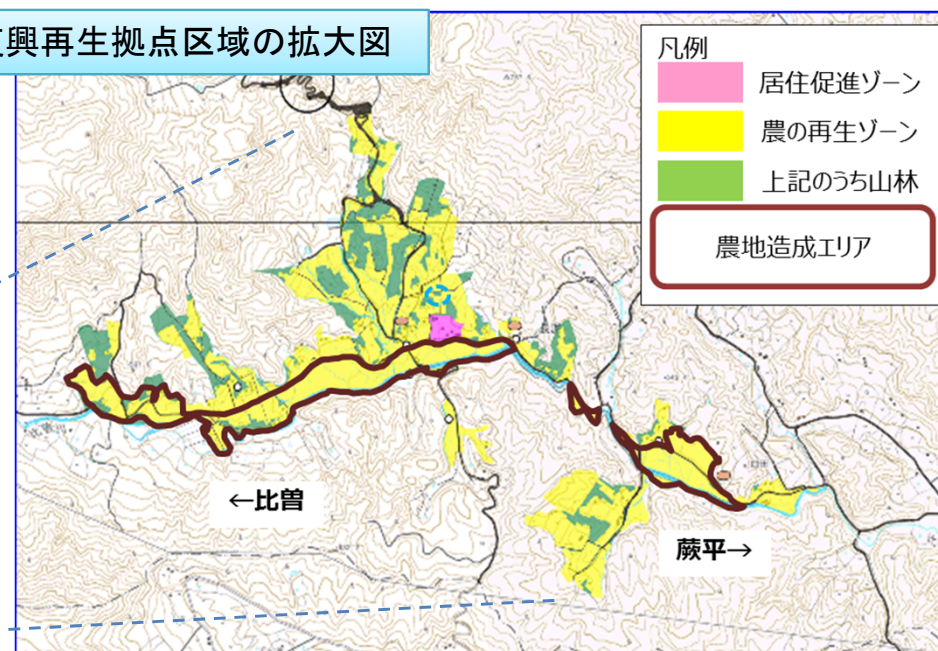
◆事業の流れ



◆事業箇所図



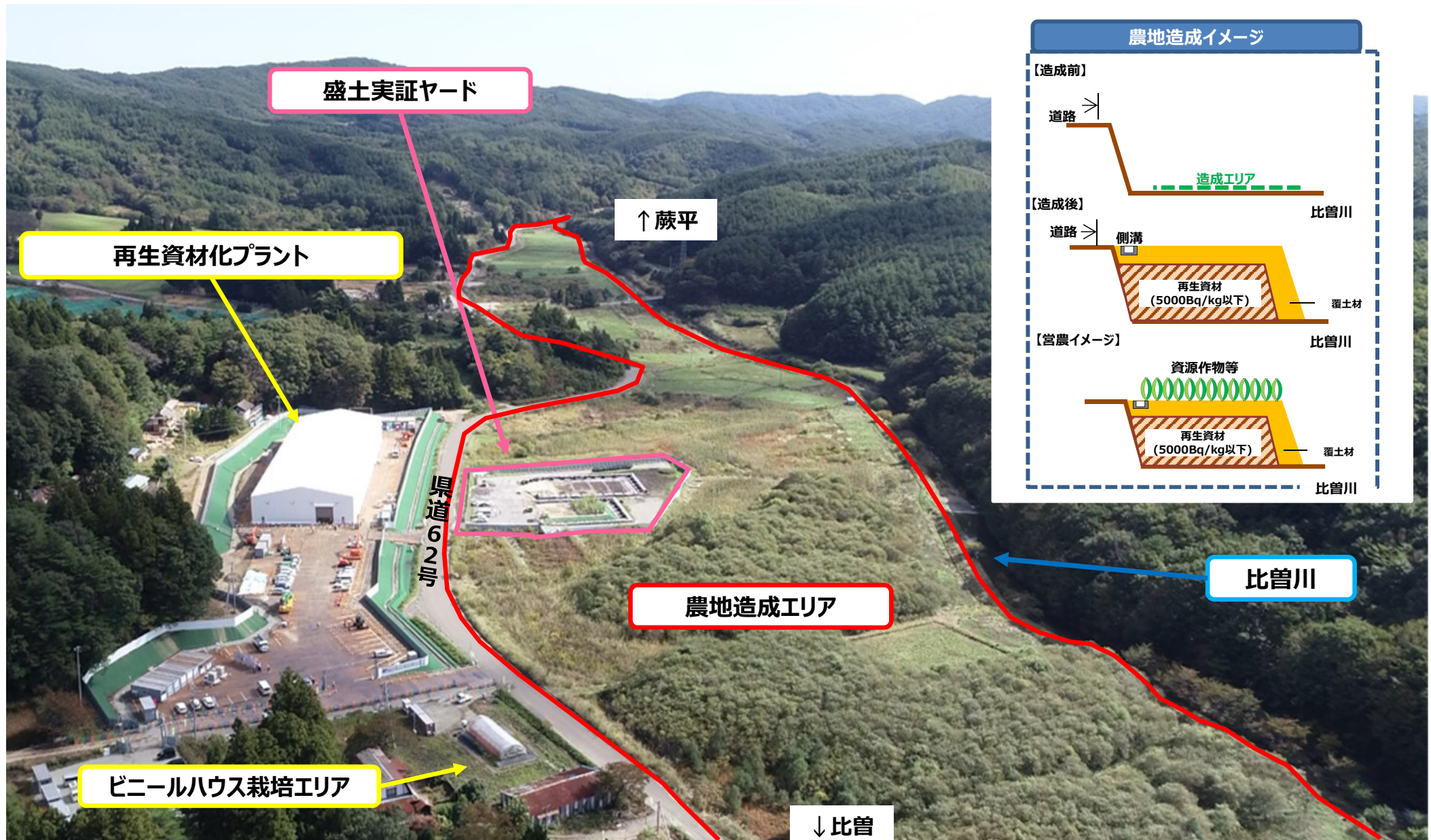
特定復興再生拠点区域の拡大図



【整備規模】農地造成エリア：34ha（今後変更となる場合がある）

※盛土量等については、今後の計画により具体化する。

飯舘村における環境再生事業の概要②



飯舘村における環境再生事業スケジュール(予定)

			2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
環境省	実証事業						
	農地造成事業	準備工事					
		盛土造成工事					
飯舘村	ほ場整備	土地改良・補完工事					
		換地処分					

↑
特定復興再生拠点区域の計画期間 2023年5月末まで



ビニールハウスでの栽培状況
(2020年7月24日撮影)



盛土実証ヤードにおける作付けの状況
(2020年6月2日撮影)



盛土実証ヤード状況
(2020年7月24日撮影)

再生利用等に関する理解醸成への取組状況

◆飯舘村における環境再生事業で栽培された花※の 活用の例（他省庁での利用）

※再生利用の際の覆土に用いる遮へい土で栽培したもの



復興庁：
田中復興大臣記者会見（2月14日）



経済産業省：
梶山経済産業大臣記者会見（5月1日）



法務省：
森法務大臣記者会見（2月14日）

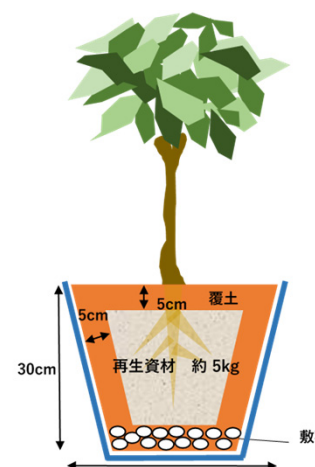


農林水産省：
「消費者の部屋」への展示
（2月14日）

◆福島県内除去土壌の環境省本省室内での利用



環境省：小泉環境大臣会見（3月6日）

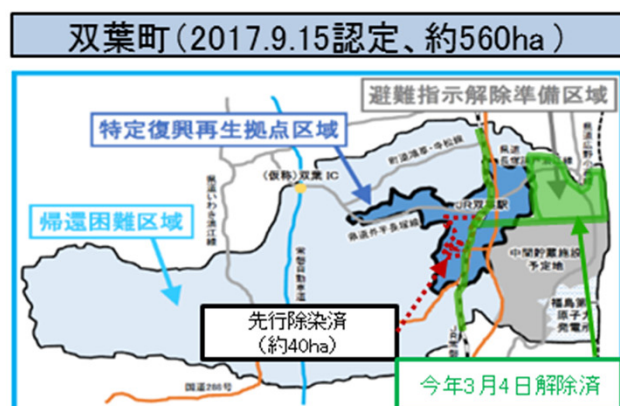


※鉢植えの設置前後で
大臣室内の鉢植え周辺の
空間線量率は変化なし。
(空間線量率：0.06 μ Sv/h)

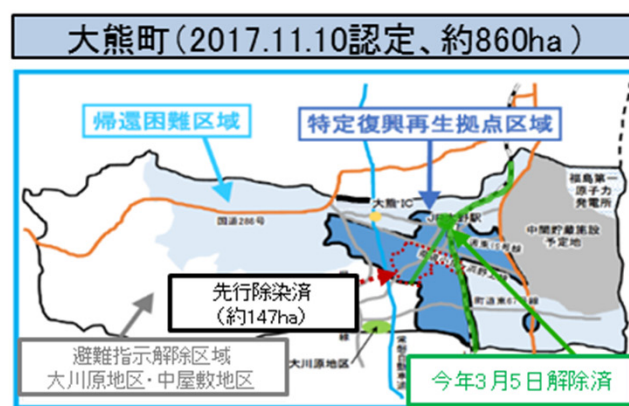
利用のイメージと周辺の放射線量

特定復興再生拠点区域の概要

○ 2020年3月14日のJR常磐線全線開通に伴い、双葉町は同年3月4日、大熊町は同年3月5日、富岡町は同年3月10日に、特定復興再生拠点区域の一部の避難指示を先行して解除。



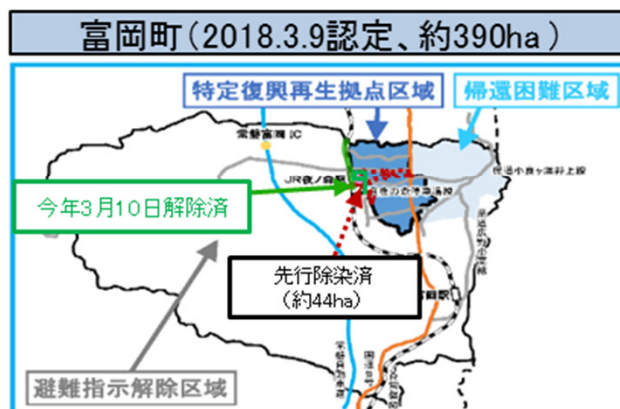
2022年春頃避難指示解除予定



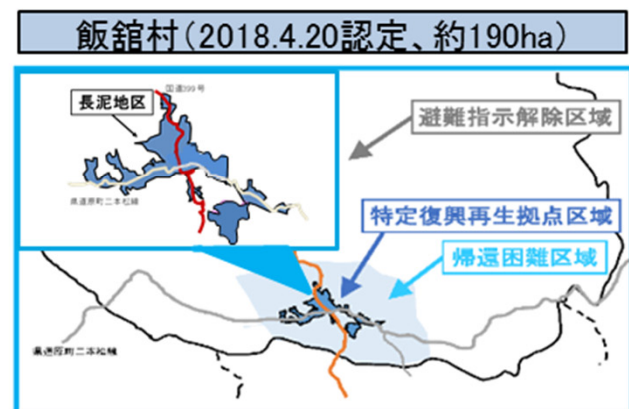
2022年春頃避難指示解除予定



2023年3月避難指示解除予定



2023年春頃避難指示解除予定



2023年春頃避難指示解除予定



2022年春頃避難指示解除予定

「福島復興に向けた未来志向の環境施策推進に関する連携協力協定 ～環境から挑む福島の復興、そして希望ある未来へ～」の締結

◆名称

「福島復興に向けた未来志向の環境施策推進に関する連携協力協定」
～環境から挑む福島の復興、そして希望ある未来へ～

◆趣旨

環境省と福島県は、原子力災害の影響の大きく残る浜通り地域をはじめ、福島復興を一層進めるため、未来志向の環境施策の推進に向けて、連携協力して取り組んでいくものとする。

◆締結日

令和2年8月27日

◆協定署名者

環境大臣
福島県知事

小泉 進次郎
内堀 雅雄



▲協定締結式の様子（リモート会議形式）

これまでの取組

- 福島県は、震災直後より避難者の生活支援・帰還に向けた環境整備・国内外の風評払拭を実施
- 環境省は、除染・特定廃棄物処理による環境再生の取組に加えて、地域の強みを創造・再発見する「福島再生・未来志向プロジェクト」を実施

第二期復興・創生期間において福島県と環境省が更なる連携

協定の概要

基本的な考え方

- ふくしまグリーン復興、福島県の再生可能エネルギー先駆け地を目指した取組等、環境面での福島の特長を活かした施策を福島県と環境省が連携して展開
- ウイズ・コロナ、ポスト・コロナ社会を意識して取組むことで、新しい日常生活、新しい地域のあり方を福島から発信

ふくしまグリーン復興構想等の着実な推進

- ・関係自治体・団体等による推進体制の整備
 - ・国立公園、国定公園の魅力向上
 - ・只見柳津県立自然公園の国定公園編入
 - ・猪苗代湖の環境保全
- 等
⇒自然資源活用による交流人口の拡大



復興と共に進める地球温暖化対策の推進

- ・再生可能エネルギーの一層の普及促進
 - ・福島県産の水素利用促進
 - ・福島県内の省エネルギー対策の普及
- ⇒浜通り地区をはじめ福島復興の加速
⇒地球温暖化対策への寄与



ポスト・コロナ社会を先取りした環境施策の推進

- ・国立公園等におけるワーケーションの促進
 - ・再生可能エネルギーの地産地消の推進
 - ・廃棄物の発生抑制、循環的な利用に関する取組
 - ・災害にも強い資源循環スキームの整備促進
- ⇒自立・分散・ネットワーク型の社会形成の実現
⇒レジリエント（強靱）な社会モデル



本協定の効果的な実施に関する共通的事項

- ・福島県民・企業・市町村等が参加するシンポジウムの開催
 - ・優良な取組を表彰する制度の創設
- ⇒福島復興の姿を福島県内外へ発信
⇒浜通り地域をはじめとする
福島県の風評払拭

